



■D3-1. IFRSと日本基準比較表

	日本基準	IFRS	差異
I. 全般			
1. 適用範囲			
D001	法人所得税の適用対象 税効果会計の規定と法人税等の規定が別体系となっており、課税標準が課税所得でない税金(住民税均等割等)も規定に含まれる ・税効果 : 「税効果会計に係る会計基準」他 ・法人税等: 「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」他	(IAS12.1-2) 課税所得を課税標準として課される国内外のすべての税金の会計処理(子会社・関連会社・JVが報告企業に利益分配する際に納付する源泉税なども含む)	○
D002	適用対象外の資産	(IAS12.4) 政府補助金・投資税額控除に関する会計処理は適用除外 ※但し、政府補助金・投資税額控除から生じる一時差異は適用対象	
II. 当期税金(法人税等)			
1. 認識			
D003	当期税金のB/S認識 (諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い 2(1)) 利益を課税標準とする法人税等は、PL法人税等として損益認識(税金未納分は負債、納付超過額は資産認識)	(IAS12.12) 税金未納額(当期税金>納付額)・・・負債として認識 納付超過額(当期税金<納付額)・・・資産として認識	
D004	税務上の欠損金の取扱い 明文規定なし 実務上、IFRSと同様の処理がなされている 但し、税務上、繰戻還付制度は中小企業等の一部を除き凍結されている	(IAS12.13-14) 欠損金の繰戻還付ができる場合、資産認識 (税務上の欠損金が発生した期に、資産認識)	
2. 測定			
D005	当期税金の測定 明文規定なし 実務上、IFRSと同様の処理がなされている	(IAS12.46) 期末日の税率(施行or実質的に施行)or税法に基づく納付予想額で測定	
D006	不確実な税務ポジション (税務当局から損金処理が認められない可能性がある処理を採用した場合) 明文規定なし 実務的には、引当金の一般規定を参照して計上していると考えられる	明文規定なし (IAS-12の規定なし、IAS-37の適用対象外) IAS12.46に基づき、期末日の税率・税法に基づく納付予想額を測定	
3. F/S表示			
D007	当期税金資産・負債のF/S表示 明文規定なし 実務上、IFRSと同様の処理がなされている	(IAS12.71.73) 下記2条件をいずれも満たした場合のみ、資産・負債を相殺 1. 企業が、認識額を相殺できる法律上の権利を有している 2. 企業が、純額で決済 or 資産・負債の同時決済を意図している (同一グループ内の資産・負債について、連結上相殺する場合も同様)	
III. 繰延税金(税効果)			
1. 基礎概念			
D008	税効果の基礎概念 資産負債法を採用	貸借対照表負債法(=資産負債法)を採用	
2. 認識			
(1) 繰延税金負債			
D009	原則的な取扱い (個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針 15.16.24) 下記の場合を除くすべての将来加算一時差異について認識 1. のれんの当初認識 (のれん自体が差額計算であり、計算が循環してしまうため) 2. 将来の会計期間において支払が見込まれない税金の額 (事業休止等により、会社清算まで将来加算一時差異を上回る損失が発生し、課税所得が発生しないことが合理的に見込まれる場合)	(IAS12.15.21) 下記の場合を除くすべての将来加算一時差異について認識 1. のれんの当初認識 (のれん自体が差額計算であり、計算が循環してしまうため) 2. 企業結合から生じたものでなく、取引時に会計上・税務上ともに影響を与えない取引により、当初認識から繰延税金負債が生じるケース	
D010	将来加算一時差異の例	(IAS12.17-20) ・受取利息 [会計:期間按分、税務:現金受領時] ・減価償却費 [会計と税務の計算不一致] ・開発費 [会計:将来期間に按分、税務:発生時費用処理] ・IFRSに基づく公正価値認識 [会計:公正価値、税務:影響なし等] - 企業結合で取得した資産・負債の公正価値認識 (IFRS-3) - 有形固定資産の事後再評価 (IAS-16) - 無形資産の事後再評価 (IAS-38) - 投資不動産の公正価値評価 (IAS-40) - 金融資産の公正価値評価 (IFRS-9) ・企業結合により発生したのれん [会計:のれん、税務:影響なし等] ・非課税政府補助金の受領 [会計:認識、税務:未認識] ・子会社・支店・関連会社・JVに対する投資 [会計と税務の計算不一致]	
D011	のれんに関連する将来加算一時差異の取扱い (連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針 27) 繰延税金資産・負債の認識不可 但し、税務上ののれんについては税効果を認識	(IAS12.15.21A.21B.39) 原則: 当初認識・事後的な変動ともに、繰延税金負債 認識不可 例外: 税務上ののれんがあり、その償却費が損金算入できる場合 ⇒ 当初認識からの変動分についてのみ、繰延税金負債 認識	
D012	資産・負債の当初認識時に将来加算一時差異が生じた場合の取扱い 明文規定なし 実務上、IFRSと同様の処理がなされている	(IAS12.22.66) A) 企業結合の場合 繰延税金資産・負債をすべて認識 (結果として、差額計算されるのれん(バーゲンパーチェス)に影響) B) 会計上の利益・税務上の所得いずれかに影響する場合 繰延税金資産・負債をすべて認識し、純損益認識 C) 会計上の利益・税務上の所得いずれにも影響しない場合 繰延税金資産・負債のいずれも認識不可	